

第六章 重点的に推進する施策の内容

市域で行う雨水対策は、国・県管理河川(矢作川水系、境川・猿渡川水系の一級・二級河川)の改修段階によって内容が異なってきます。下表に、国・県管理河川改修段階別の市域における雨水対策の内容ならびに対策を行うべき地域を示します。

また、概ね20年後までに行わなければならない施策を「重点施策」と位置付け、次ページ以降に整理しました。「重点施策」は下表のⅢ期にて行わなければならない施策に該当します。

国・県管理河川改修段階別の市域での雨水対策の位置付け

		I 期	II 期	III 期
国県河川の改修段階		現 状	暫定的な改修 ¹ 完了	最終的な改修 ² 完了
施 策 の 実 施 時 期	I 期			
	I~II期			
	I~III期			
浸水対策レベル		10年確率降雨 ³		10年確率降雨以上
基本的な 施策の考え方		国県河川未改修(一部暫定改修済)のため、市域のほぼ全域で排水制限 ⁴ を受ける。浸水発生による経済的・社会的影響が大きい地域の浸水被害を解消する(10年確率)。	国県河川の暫定改修が完了し排水制限は緩和されるが、逢妻川流域では依然として制限が残る。暫定改修後も雨水流出抑制が必要となる市域で雨水流出抑制目標を達成する。市街化区域における10年確率雨水対策を概成する。	国県河川の本格的な改修が完了し排水制限は無くなる。市域全域で雨水流出抑制を推進し、真に雨につよい豊田を実現する。
施策対象地域と 施策内容		中心市街地の緊急浸水対策 逢妻男川上流の土橋地区ならびに逢妻女川上・中流の宮上地区、千足地区における流出抑制 その他の浸水常襲市街地における緊急浸水対策	逢妻男川・女川流域全域における流出抑制 市街化区域全域における浸水対策	豊田市全域における流出抑制

- 1: 暫定的な改修: 河川ごとに改修規模は異なりますが、5~30年に一回程度降る大雨に対応できる規模の改修が現在進められています。完了見込みは数十年後です。
- 2: 最終的な改修: 河川ごとに改修規模は異なりますが、30~150年に一回程度降る大雨に対応できる規模の改修が行われる予定です。
- 3: 10年確率降雨: 10年に一回程度降る大雨
- 4: 排水制限: 10年確率降雨の際に市域から流出する雨水排水量が、国県河川の流下能力を上回らないように、国県河川への排水を制限すること

I . 保水・遊水機能保全と雨水流出抑制

A . オンサイト調整池の整備

【重点施策の内容および概ね20年後の施策達成目標】

豊田市所有地へのオンサイト調整池の設置

逢妻男川上流の土橋地区、逢妻女川上・中流の千足・宮上地区における豊田市所有地に総量3.6万m³(H14末0.1万m³設置済)のオンサイト調整池(600A)を整備します。

民間所有地(豊田市以外の公共用地含む)へのオンサイト調整池の設置

逢妻男川上流の土橋地区、逢妻女川上・中流の千足・宮上地区における豊田市以外の公共用地ならびに1ha以上の民間所有地を対象に、総量15.7万m³(H14末1.1万m³設置済)のオンサイト調整池(600A)を整備します。特に昭和45年以前(調整池設置指導が行われていない時期)に開発された5ha以上の事業地に対して推進します。

ため池の調整池化

逢妻男川上流の土橋地区、逢妻女川上・中流の千足・宮上地区において流域の市街化率が50%(H14末)を超えているため池を活用し、8.8万m³(H14末設置済:3.1万m³)の調整池を整備します。

重点施策(オンサイト調整池の整備)

	5年後までに行う施策内容	概ね20年後の施策達成目標(I期)	全体量(Ⅲ期)
豊田市所有地へのオンサイト調整池の設置	公共用地オンサイト調整池整備事業(朝日小 他)	逢妻男川上流 土橋地区 0.6万m ³ 逢妻女川上・中流 千足・宮上地区 3.0万m ³	市全域 ・ 期あわせ 17.6万m ³
民間所有地(豊田市以外の公共用地含む)へのオンサイト調整池の設置	「民間所有地へのオンサイト調整池設置費助成制度」の構築・運用	逢妻男川上流 土橋地区 9.3万m ³ 逢妻女川上・中流 千足・宮上地区 6.4万m ³	市全域 ・ 期あわせ 63.8万m ³
ため池の調整池化 ¹	ため池活用基礎調査ならびに活用計画 ため池調整池化事業	逢妻男川上流 土橋地区 逢妻女川上・中流 千足・宮上地区 8.8万m ³	市全域 ・ 期あわせ 12.8万m ³ ²

1:「ため池の調整池化」は、の内数。すなわち、オンサイト調整池の整備総容量は + = 81.4万m³

2:ため池12.8万m³の内訳:市域全域で20箇所:本地八幡池、八ツ谷池、頭本池、貞宝町無名池、長迫池、手呂町無名池、東保見新池、五ヶ丘6丁目無名池1、五ヶ丘6丁目無名池2、五ヶ丘6丁目無名池3、東保見大池、中田町無名池、五ヶ丘桐山無名池、高崎町無名池、市木町無名池、兼近上池、八木池上池、本地新池、峠池、米田池(コブト池、丸藪池は既整備)

B．貯留槽・浸透施設の整備・普及

【重点施策の内容および施策の全体量】

～ により、市全域にて13万m³の雨水貯留槽を確保します。また、により市全域からの雨水流出量を約12.5m³/秒（1時間あたり4.5万m³）削減します。

市管理大型浄化槽の貯留槽化

下水道（汚水）の普及により不要となった時点で、市が管理する9箇所の大型浄化槽の雨水貯留槽化を行います。

9箇所：野見山団地，志賀団地，天道団地，竹元グリーンタウン，五ヶ丘，さなげ台団地，松平団地第一，松平団地第二，九久平団地）

各戸浄化槽・マンション等管理組合浄化槽の貯留槽化

下水道（汚水）の普及により不要となった時点で、各戸浄化槽ならびにマンション管理組合等が管理する大型浄化槽の雨水貯留槽化を行います。

大型浄化槽：H14年7月現在の50人槽以上の浄化槽届出基数は3,196基で、貯留可能容量は想定で約14万m³になります。

各戸貯留槽の新設

・ による貯留槽を設置しない家屋全戸を対象に雨水貯留槽の新設普及を図ります。

浸透施設の普及

全戸1基を目標に、雨水浸透マスの普及を図ります。

重点施策（貯留槽・浸透施設の整備・普及）

	5年後までに行う施策内容	全体量（Ⅲ期）
④市管理大型浄化槽の貯留槽化	○市管理大型浄化槽活用基礎調査ならびに活用計画	□市全域の全戸 貯留槽 13万m ³
⑤各戸浄化槽・マンション等管理組合浄化槽の貯留槽化	○市管理大型浄化槽の貯留槽化事業 ○「貯留槽・浄化槽の技術基準」の作成（治水容量確保、組合浄化槽の改造基準）	
⑥各戸貯留槽の新設	○「浄化槽等雨水貯留施設補助金交付要綱」の拡充・見直し	
⑦浸透施設の普及	○「浸透施設設置基準・設置適地マップ」の作成 ○「公共施設への浸透施設率先導入要領」の作成 ○「浸透施設設置費助成制度」の構築・運用	□市全域の全戸 浸透マス流出量削減 12.5m ³ /秒

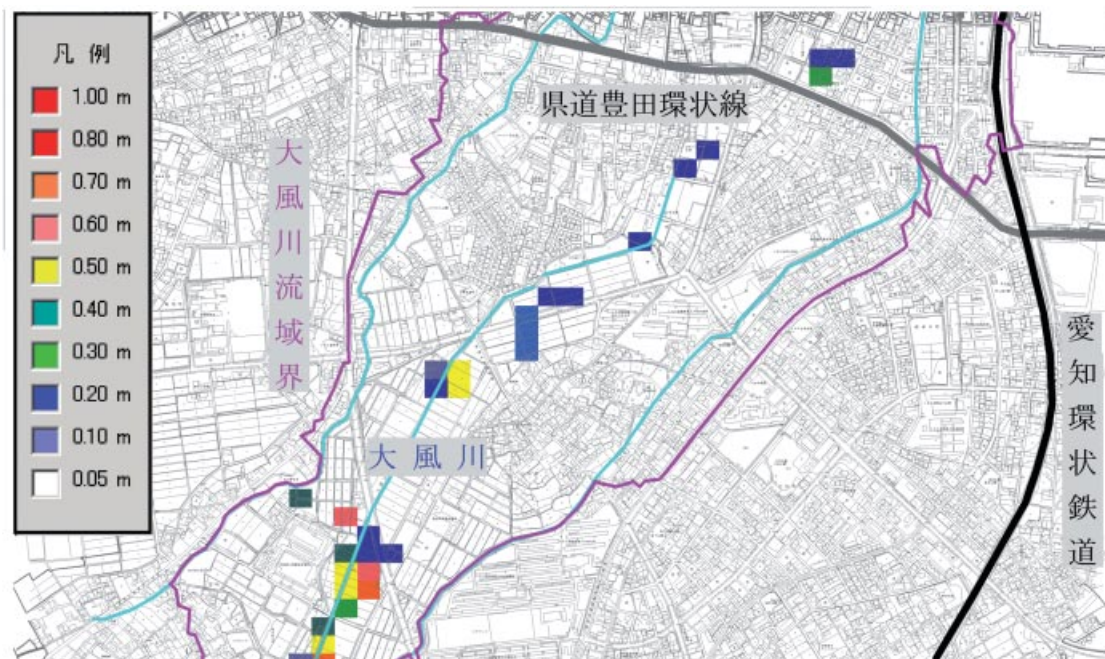
【オンサイト調整池、各戸貯留・浸透施設の整備による効果】

大風川流域の例（10年確率降雨）

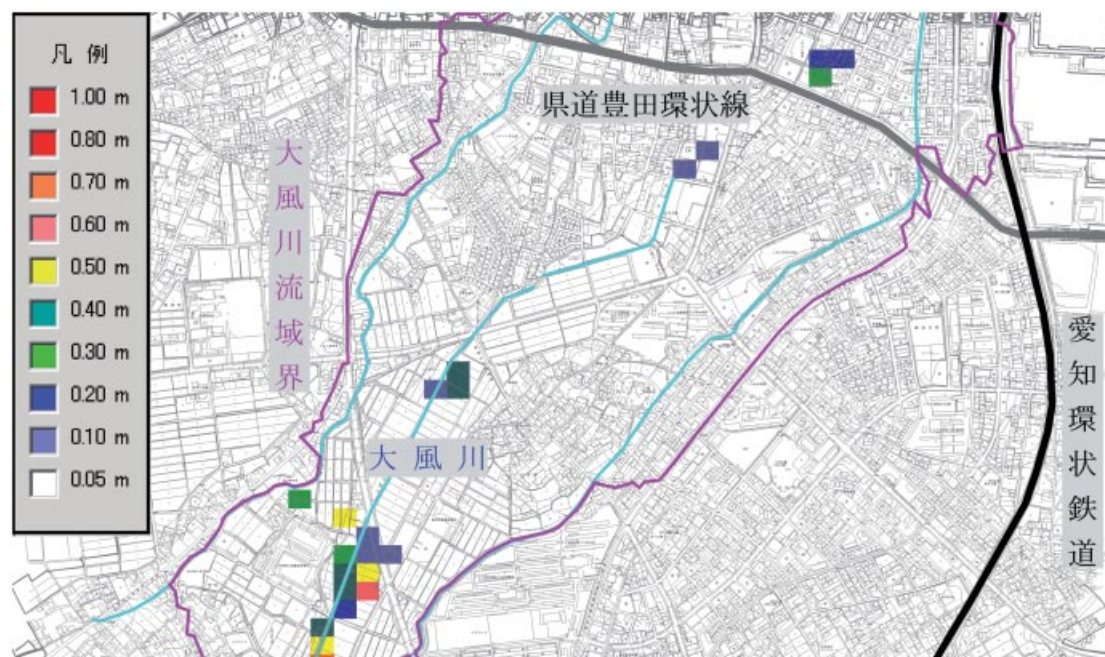
公共用地・大規模民地全てに600A調整池

一般住宅全戸に貯留槽・浸透施設

(1) 対策なし 湛水面積：11.3ha 湛水量：45,000m³



(2) 対策後 湛水面積：6.8ha 湛水量：20,000m³



C. 開発要綱に基づく流出抑制施設の設置と維持

【重点施策の内容】

開発要綱に基づく流出抑制施設の設置

雨水流出抑制施設の設置要請基準を「豊田市宅地開発等に関する指導要綱」に明記し、開発時指導を徹底していきます。さらに、内水排除不良による浸水の軽減ならびに矢作川への流出量削減を考慮し、矢作川流域における流出抑制基準の強化について検討を行います。

開発行為への雨水流出抑制施設の設置要請基準

	A [*] >5.0ha	5.0ha>A>3,000m ²	3,000m ² >A>1,000m ²	1,000m ² >A
要・不要	要			要/不要
指導基準	愛知県 開発許可基準	豊田市宅地開発等に関する指導要綱		
対策量	V=600A	<input type="checkbox"/> 境川流域:V=600A	<input type="checkbox"/> 境川流域: 開発に伴う流出量の増加分	<input type="checkbox"/> 矢作川流域: —
対策方法	①調整池	①調整池 ③調整池+流域貯留施設 ⑤調整池+浸透型施設	②流域貯留施設 ④浸透型施設	

「A」は開発面積を表している。例えば、対策量V(m³)は、600(m³/ha)×A(ha)により算出される。

既存開発調整池の維持

市への帰属奨励 市による管理 長期保持の要請(協定の締結) 埋戻届出制度

重点施策(開発要綱に基づく流出抑制施設の設置と維持)

	5年後までに行う施策内容
⑧ 開発要綱に基づく流出抑制施設の設置	○「豊田市宅地開発等に関する指導要綱」への基準明記 ○要綱内の「矢作川流域流出抑制基準」の見直し検討
⑨ 既存開発調整池の維持	○協定・届出手続きの構築・運用

D. 水田オンサイト貯留機能の保全・増進

【重点施策の内容】

水田排水マスの流量調整

水田区画面積あたりの排水能力が大きい排水マスの流量調整を行い、水田がもっているオンサイト貯留機能（10年確率降雨に対して600A）を保全・増進します。周辺の土地利用や排水状況などを考慮した特定の条件に合う水田で、営農者・土地所有者の協力が得られる水田において推進します。

重点施策（水田オンサイト貯留機能の保全・増進）

	5年後までに行う施策内容
⑩水田排水マスの流量調整	<ul style="list-style-type: none"> ○「水田排水マス流量調整に係る構造基準」の作成（実地実験含む） ○「水田排水マス流量調整施設設置費助成制度」の構築・運用

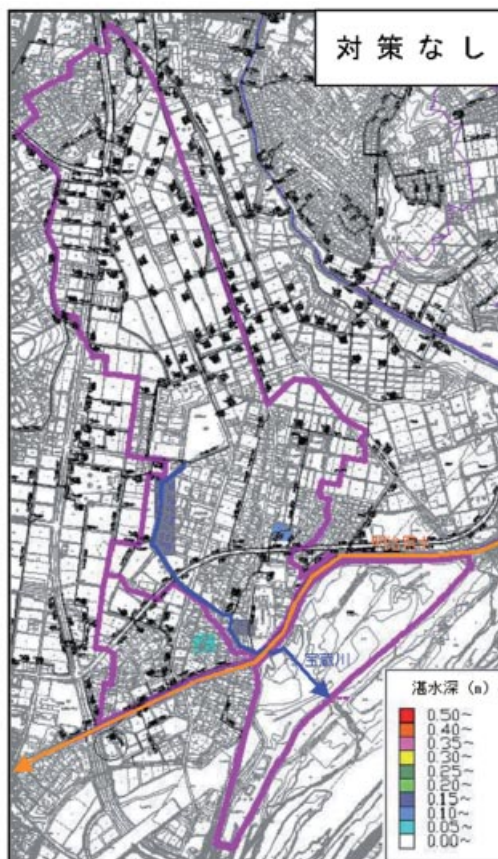
【水田の排水流量調整による効果】

宝蔵川流域の例（10年確率降雨）

流域の50%の水田において排水流量調整を実施

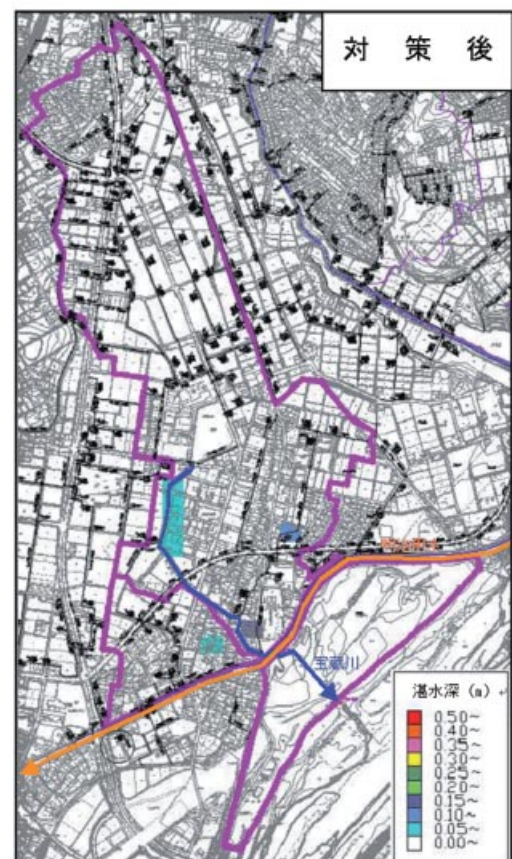
(1) 対策なし

湛水量：2,200m³



(2) 対策後

湛水量：800m³



II. これまで以上の目標に向けた雨水対策施設整備

E. 市管理河川事業・公共下水道事業

【重点施策の内容および概ね20年後の施策達成目標】

市街化区域における10年確率整備

市管理河川事業ならびに公共下水道事業により、中心市街地等浸水常襲地区の浸水被害解消(10年確率水準)を実現します。

オフサイト流出抑制施設の整備

逢妻男川上流の土橋地区、逢妻女川上・中流の千足・宮上地区において、総量14.9万m³のオフサイト調整池を整備します。

重点施策（市管理河川事業・下水道事業）

	5年後までに行う施策内容	概ね20年後の施策達成目標(I期)	全体量(II期)
①市街化区域における10年確率整備	<ul style="list-style-type: none"> ○10年確率水準※下水道計画の策定 ○中心市街地緊急浸水対策事業 ○岩本川・大見川・天王川・浄水川における緊急浸水対策事業 ○越戸地区緊急浸水対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>一級安永川の改修 <input type="checkbox"/>⑫と併せて行う市管理河川・下水道事業 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>市街化区域およびその周辺地区全域 <li style="text-align: right;">約5,000ha
⑫オフサイト流出抑制施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○雨水流出抑制型市管理河川計画・下水道計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>逢妻男川上流 土橋地区 逢妻女川上・中流 千足・宮上地区 14.9万m³ 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>逢妻女川・男川流域 <li style="text-align: right;">23.6万m³

10年確率水準：10年に一回程度降る大雨

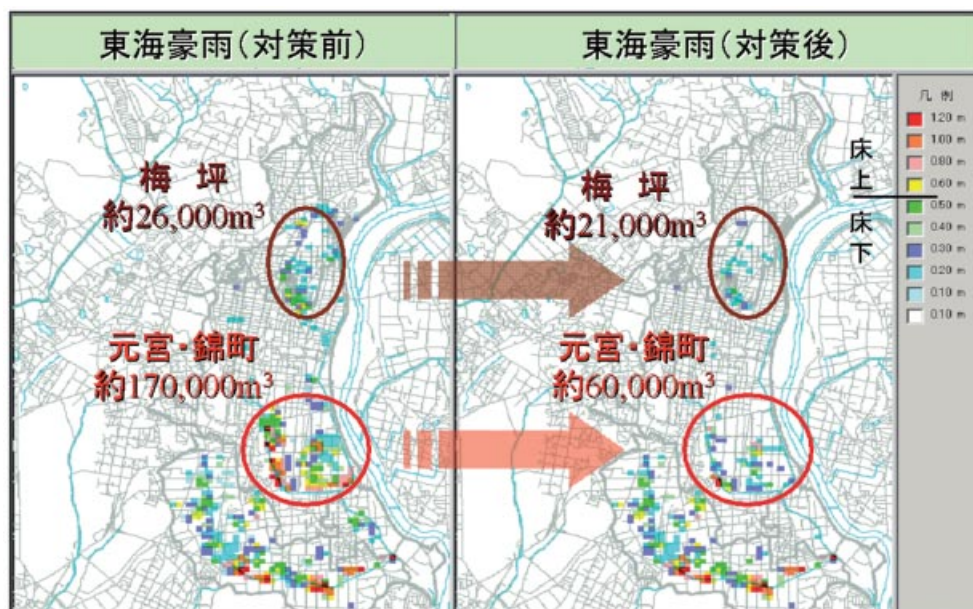
【緊急浸水対策事業による効果】

中心市街地の例（東海豪雨）

中部ポンプ場の増強 梅坪地区オフサイト調整池整備 錦町下水道整備

(1) 対策なしの場合の湛水深・湛水量

(2) 対策後の湛水深・湛水量



F . 雨につよい土地利用形態の実現

【重点施策の内容】

市役所窓口での浸水実績情報の提供

建築指導や開発指導など、土地利用に関連する市役所窓口における「湛水実績情報の提供」や「土地利用に関する指導」を徹底します。

重点施策（雨につよい土地利用形態の実現）

	5年後までに行う施策内容
⑬市役所窓口での浸水実績情報の提供	○「湛水実績区域の情報提供ならびに土地利用の指導に関する事務要領」の作成・運用

Ⅲ．湛水実績がある低農地の湛水機能の保全

G．湛水低農地の嵩上げ抑制

【重点施策の内容】

嵩上げ抑制に関する協力要請

東海豪雨にて湛水した実績のある低農地に対し、以下の協力要請をします。

- ・湛水低農地での開発抑制に係る協力要請
- ・土地所有者への嵩上げ抑制に係る協力要請
- ・土石採取後の嵩上げ抑制に係る協力要請

さらに、雨水流出抑制効果の大きい(湛水する頻度が高い)低農地のうち、協力が得られるものに対して、奨励制度など支援策の導入を検討していきます。

湛水低農地の農作物被害の軽減

東海豪雨の際に農作物被害が生じた低農地における湛水時間を短縮するために、河川・排水路の整備を推進し農作物の被害を軽減します。

建設発生土の適正処理の推進

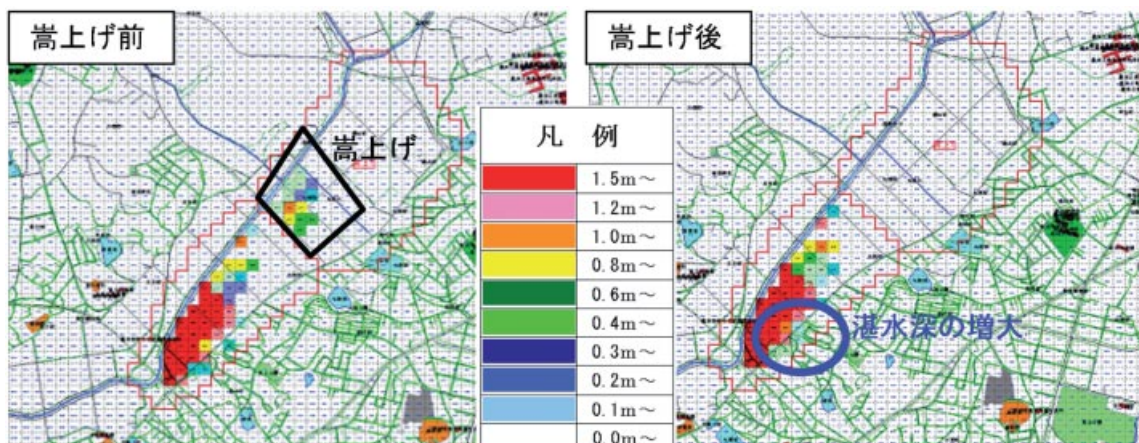
「建設発生土の処理及び改良土の使用に関する取扱事務要領(平成15年3月20日制定、豊田市)にしたがい、公共工事に伴い生ずる建設発生土の発生抑制ならびに再利用を図り、建設発生土の適正処理を推進します。

重点施策(湛水低農地の嵩上げ抑制)

	5年後までに行う施策内容
⑭嵩上げ抑制に関する協力要請	○「湛水実績区域の情報提供ならびに土地利用の指導に関する事務要領」の作成・運用(前出) ○奨励制度など支援策の導入検討の推進
⑮湛水低農地の農作物被害の軽減	○河川や排水路の整備の推進
⑯建設発生土の適正処理の推進	○「建設発生土の処理及び改良土の使用に関する取扱事務要領」の運用

【嵩上げた際の周辺への影響】

宮上地区の例(10年確率降雨)



H. 湛水容量分調整池の整備

【重点施策の内容】

公共工事における湛水容量分調整池の整備

東海豪雨にて湛水した実績のある低農地において嵩上げを伴う公共工事を施工する際に、失われる湛水容量分の調整池を設置します。

重点施策（湛水容量分調整池の整備）

	5年後までに行う施策内容
⑰公共工事における湛水容量分調整池の整備	○「湛水容量調整池の設置に係る事務要領」の作成・運用

IV. 水害に対する危機意識の醸成

I. 浸水実績のある区域等に関する情報の共有・活用

【重点施策の内容】

豊田市防災マップの作成・啓発

「豊田市防災マップ」の活用、「洪水ハザードマップ」の作成・活用ならびにその他の啓発事業を行い、行政・市民・事業者の水害に対する危機意識の高揚を図ります。

重点施策（浸水実績のある区域等に関する情報の共有・活用）

	5年後までに行う施策内容
⑱豊田市防災マップの作成・啓発	○「豊田市防災マップ」の活用 ○「洪水ハザードマップ」の作成・公表・活用 ○啓発事業